破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第９号
沖縄県糸満市字豊原307番地
清算株式会社　ｎａｔｕｇｒｅ株式会社
代表清算人　平良　英隆
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（ヒ）第３０２９号
大阪府松原市西大塚１丁目３番29号
清算株式会社　工藤工業株式会社
代表清算人　藤田　和也
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００６号
千葉県市原市海士有木1738番地10
清算株式会社　株式会社アイトラスト
代表清算人　齋藤　宏司
１　決定年月日　令和７年10月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第４号
沖縄県浦添市内間４丁目17番３号
清算株式会社　株式会社創遊建築企画
１　決定年月日　令和７年10月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４３号
東京都中野区松が丘２丁目19番11号
清算株式会社　興和サイン株式会社
代表清算人　髙橋　芳文
１　決定年月日　令和７年９月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
⑴　本協定において、別紙１の表に記載の債権者を協定債権者とする。
⑵　本協定において、別紙２の表に記載の債権者を劣後債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　劣後的債権の免除
劣後債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に劣後債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
前２項記載の協定債権及び劣後債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

管財人辞任

令和３年（再）第１２号
大阪市淀川区西中島６丁目11番31号
再生債務者　医療法人遊心会
再生債務者の管財人　川原　世久は辞任した。
令和７年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令